

漁港施設等の災害復旧における改良復旧の対応の例①

<ポイント>

- 漁港施設等においては、再度災害防止のため、「災害復旧事業」とあわせて「漁港災害関連事業※」等を活用し、「改良復旧」を推進。
- 被災区間は「災害復旧事業」、脆弱な残存施設は「漁港災害関連事業」を活用し、施設全体の一体的な「改良復旧」を実施。

事例の漁港の概要

小型底曳き網漁業や刺し網漁業が盛んな漁港。

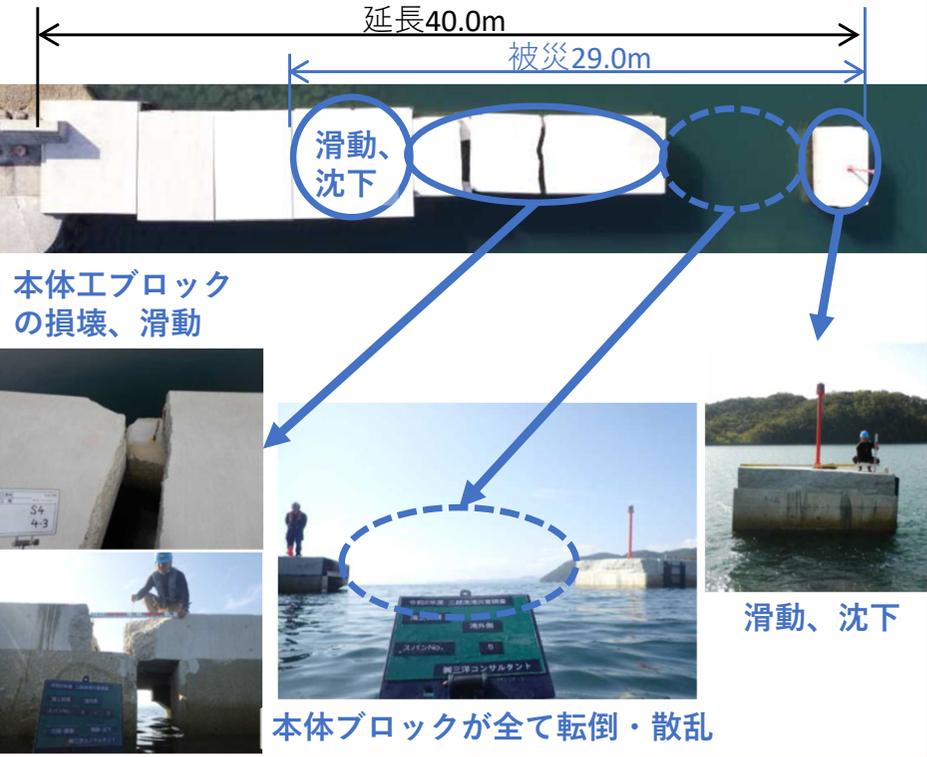
台風によって被災した防波堤は、主要陸揚施設の静穏度を確保する役割を担っており、漁業活動に不可欠な施設である。



被災箇所

被災の状況

台風に伴う暴風・波浪等により、広範囲にわたり防波堤本体ブロックが転倒・散乱、滑動する等、大きな被害が発生。



復旧の方針・内容

<復旧の方針>

被災区間の被害は甚大であり、また過去にも被災しているため、災害復旧事業により、当該災害を与えた波浪に対応して改良復旧するのが適切と判断。
また、脆弱な残存施設については、災害関連事業により、当該災害を与えた波浪に対応して改良復旧を行い、施設全体として一体的な強化を図る。

- ・ 本体ブロックの転倒・散乱や滑動、激しい損壊等、広範囲にわたり甚大な被害。
- ・ 当該施設は、前々年の台風で大きな被害を受けており、今回再度の被災。

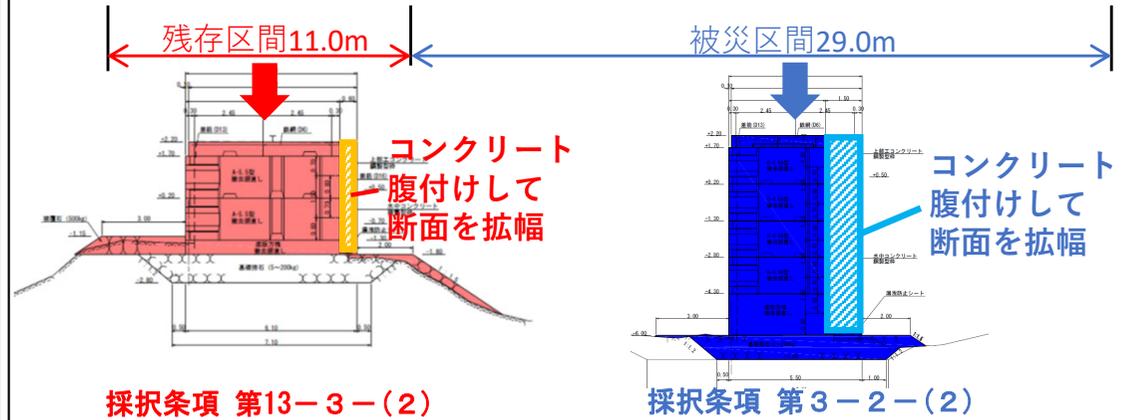
<復旧の内容>

(1)被災区間は、被災波を対象にして、「災害復旧事業」により対応。

※当該災害を与えた被災波は、当該施設の設計に用いた波高を上回っていることを確認。

(2)その他脆弱な残存施設も、被災区間と同様に「災害関連事業」により改良。

※今般の被災波相当の波浪が発生した場合、残存施設も同様の甚大な被害を受けるリスク。



※漁港災害関連事業：災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであり、かつ、構造物の強化等を図るため、災害復旧事業とあわせて施行する事業。

漁港施設等の災害復旧における改良復旧の対応の例②

<ポイント>

- 漁港施設等においては、再度災害防止のため、「災害復旧事業」とあわせて「漁港災害関連事業※」等を活用し、「改良復旧」を推進。
- 被災区間は「災害復旧事業 + 災害関連事業」、未被災区間は「漁港災害関連事業」等を活用し、施設全体の一体的な「改良復旧」を実施。

事例の漁港の概要

刺し網、ひき網、一本釣りを中心に沿岸漁業が盛んな生産拠点漁港として管内有数の活気ある漁港である。

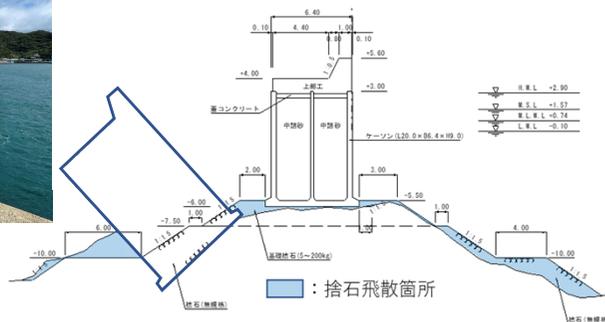
台風によって被災した防波堤は、漁港全体を守る第一線防波堤であり、漁業活動に不可欠な施設である。



被災箇所

被災の状況

台風に伴う暴風・波浪等により、同一断面の防波堤が延長の2/3に渡り倒壊するという甚大な被害が発生。



復旧の方針・内容

<復旧の方針>

被災区間については、災害復旧事業による原形復旧のみでは再度災害の恐れがあるため、災害関連事業を活用し、新設計波に対応して改良するのが適切と判断。また、未被災区間についても、災害関連事業を活用し、新設計波に対応して改良するのが適切と判断。

<復旧の内容>

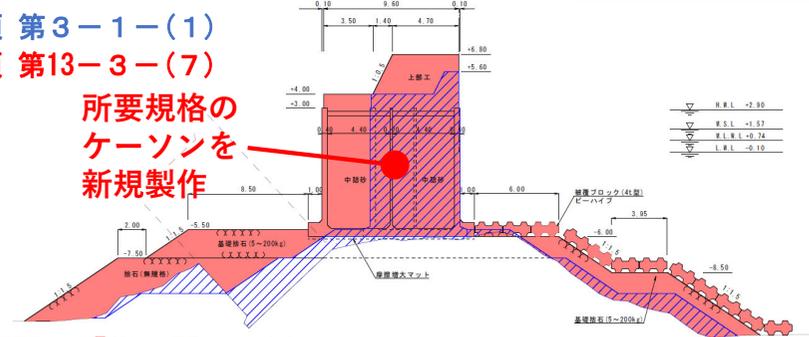
(1)被災区間は「災害復旧事業」 + 「災害関連事業」により改良復旧。

※当該災害を与えた被災波は、当該施設の設計に用いた波高を上回っており、また、新設計波は被災波を上回っていることから、再度災害防止のためには新設計波での改良復旧が望ましい。

採択条項 第3-1-(1)

採択条項 第13-3-(7)

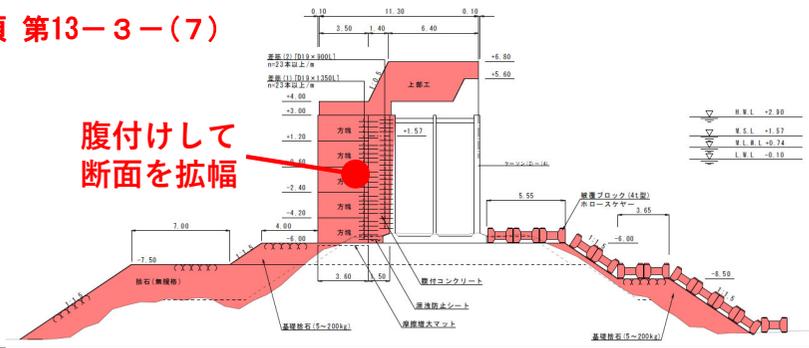
所要規格の
ケーソンを
新規製作



(2)未被災区間は「災害関連事業」により改良。

採択条項 第13-3-(7)

腹付けして
断面を拡幅



※漁港災害関連事業：災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであり、かつ、構造物の強化等を図るため、災害復旧事業とあわせて施行する事業。